

令和3年度

事業計画書

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

目 次

1 令和3年度事業運営方針	1
---------------	---

2 事業計画

【公益目的事業1】

農林業の担い手の確保育成、経営基盤の強化、並びに農地や森林の保全・整備など
農林水産業の振興に関する事業

I 農業の担い手の確保育成と経営基盤の強化

1 新規就業者支援事業	3
2 東京農業アカデミー事業	4
3 担い手育成・活動支援事業	4
4 都民交流事業	6
5 援農ボランティアの養成	6
6 チャレンジ農業支援事業	7
7 東京都GAP認証・地産地消推進	8
8 生産緑地買取・活用支援事業	9
9 苗木生産供給事業	9
10 農地保有合理化事業	10

II 林業労働力確保、森林保全・整備及び森林循環の促進

1 林業労働力確保支援センター事業	11
2 分収林事業	15
3 都民との協働による森林づくり事業	16
4 都行造林事業	18
5 森林循環促進事業	19
6 花粉の少ない森づくり運動	20
7 多摩産材利用拡大事業	21
8 緑の募金・緑化推進事業	22

III 都民等への情報発信、普及啓発

1 情報提供・普及啓発事業	24
---------------	----

【公益目的事業2】

試験研究・成果還元事業

1	農林総合研究センター事業	25
2	農林水産資源拡大事業	28
3	環境保全型農業の推進	30

【その他の事業1】

生産安定対策事業

1	野菜価格安定対策事業	31
2	畜産振興事業	32

3 法人管理

1	評議員・評議員会	35
2	理事・理事会	35
3	監事	35
4	内部管理の推進	35

4 参考資料

1	組織の概要	36
	(1) 機構	36
	(2) 組織	38
	(3) 職員数	39
2	事業計画総括表	40
3	収支の概要	41

経営目標

1. 農林業の担い手育成と経営基盤の強化
2. 多摩地域の森林循環の促進と木材利用の拡大
3. 先端技術を活用し東京の農林業の収益性を高める試験研究の推進
4. 高付加価値を生み出す畜産の振興と水産資源拡大への貢献
5. 豊かな食と緑の情報発信と地産地消の推進
6. 事業成果の公表並びに職員の主体的な力量と財団のプレゼンスの向上

1 令和3年度事業運営方針

東京の農林水産業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足、農地の減少、木材価格の低迷等による林業の衰退や健全な森林循環の停滞、水産資源の減少など、益々厳しい状況にある。

こうした中で、生産緑地の2022年問題を背景とした都市農地に関する制度改正（貸借円滑化等）や森林環境譲与税の導入等、農地や森林の保全を後押しする法整備が進んでいる。今後、こうした新たな仕組みも活用し、農地の保全や森林循環の促進に向けた取組を強化していく必要がある。

財団では、都・区市町村及び関係機関等と連携し、担い手の確保・育成や経営支援、森林整備、種畜・種苗の生産配付など様々な事業を展開している。令和3年度は、青梅庁舎の再編整備により新豚舎が完成し、高い衛生水準の下、トウキョウXの生産規模の拡大が可能となる。また、林業分野における伐採・搬出技術者の育成を目的とする東京トレーニングフォレストの開設や東京農業アカデミー八王子研修農場の運営等、農林業の担い手の確保・育成を着実に実施していく。チャレンジ農業支援事業では、販路開拓ナビゲータの派遣など農業経営の改善・多角化に向けた取組を強化するほか、組織改正により地産地消推進課を新設し、東京都GAP認証制度や食育活動の普及促進及び都内産農林水産物の魅力発信など、積極的に展開していく。

試験研究部門においては、高収益型生産技術の開発や東京オリジナル農産物の開発、SDGsに貢献する生産管理技術の開発などに重点的に取り組み、その成果を還元していく。特に、ICTやAI等を活用した東京型スマート農業の確立に向けて、多様なセクターで構成する研究開発プラットフォームを設置し、民間企業等との共同研究により先進的技術開発を加速し、農業分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を目指す。

財団の内部管理においては、コンプライアンスの確保及び危機管理を徹底し、公益財団法人に求められる高い透明性を確保しつつ、一体的な組織運営のもとに事業を展開する。人材育成の取組を強化し、職員一人ひとりの主体的な力量を高めて財団のプレゼンスの向上を図るとともに、東京都政策連携団体として「経営改革プラン」に掲げる各事業の課題解決に向けた取組を実行して、財団の経営改善・改革を進めていく。

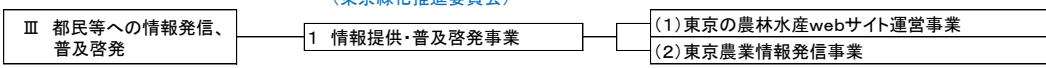
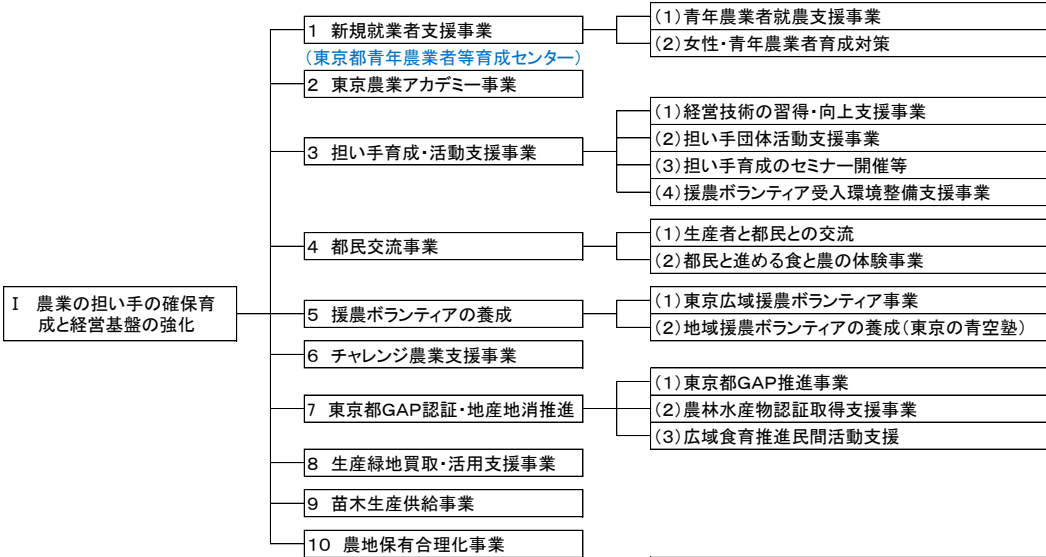
【令和3年度事業体系図】

(大事業区分)

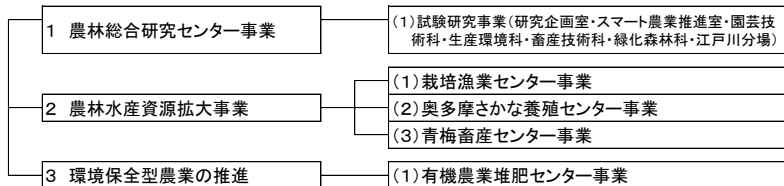
(中事業区分)

(細事業区分)

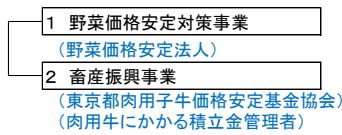
【公1】 農林業の担い手の確保育成、経営基盤の強化、並びに農地や森林の保全・整備など農林水産業の振興に関する事業



【公2】 試験研究・成果還元事業



【他1】 生産安定対策事業



2 事業計画

農林業の担い手の確保育成、経営基盤の強化、並びに農地や森林の保全・整備など農林水産業の振興に関する事業（公益目的事業1）

I 農業の担い手の確保育成と経営基盤の強化

1 新規就業者支援事業（青年農業者等育成センター事業）

就農に関する相談や、就農する際に必要な技術的研修等の各種支援、就業状況の調査等を行う。

(1) 青年農業者就農支援事業

東京都から指定を受けた「青年農業者等育成センター」として、青年農業者等（新規就農者及び就農希望者、農業後継者）の円滑な就農を支援する。

① 就農支援活動

就農啓発等のための広報活動及び就農促進のための企画会議等の開催、調査活動を実施する。

② 就農相談活動

相談員を配置して、就農相談に対応し、新規就農等を支援する。

③ 新規就農者動向・実態調査

令和2年4月1日～令和3年3月31日までに都内各区市町村に就農した者を調査し、その動向を把握する。また、その対象者に対して、就農時と現在の経営状況、生産や販売の考え方等について実態調査を行う。

④ 青年農業者等育成

青年農業者等の育成に資するセミナーの開催等により、青年農業者等の啓発、研究、交流活動を支援する。

⑤ 就農支援資金債権管理

平成26年度までに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成26年廃止）に基づき、新規就農者に貸し付けた就農支援資金（研修資金、準備資金、施設資金）について、その債権を管理する。

(2) 女性・青年農業者育成対策

担い手不足が顕在化する中、女性農業者の一層の活躍と農業後継者や農外から就農を目指す者を、経営感覚に優れた安定的な農業経営の担い手として確保・育成を図っていく。また、指導農業士等を活用して、就農希望者及び新規就農者に対して農作業体験や技術習得の研修等を実施し、就農を促進する。

① 就農コンシェルジュの設置

青年農業者等育成センターに、女性の就農希望者が相談し易い相談窓口として女性の就農相談員（就農コンシェルジュ）を設置し、相談者の意欲や計画性等を判断し、助言や農業研修のコーディネートを行う。

② 指導農業士等による研修の実施

指導農業士や関係機関と連携して、就農希望者及び新規就農者に対して農業体験及び技術習得のための研修を実施し、就農を促進する。

項目	3年度計画	2年度計画	元年度実績
農業体験研修 都内で就農を希望する者(5日以内)	20回	20回	21回
農業技術研修 都内での就農を準備している者及び 都内で就農して概ね5年以内の農業 者(20日程度)	20回	20回	18回

③ 都立の農業高校の学生を対象とした就農PR

都内農家での作業体験等により、就農イメージを醸成させ、新たな担い手の確保につなげる。

2 東京農業アカデミー事業

東京農業アカデミー八王子研修農場を運営して、農外から都内での就農を希望する者が、就農に必要な栽培技術等を体系的に習得するための研修を実施して、新たな担い手の確保・育成を図る。

- ・所在地 八王子市大谷町地内
- ・研修内容 共同ほ場及び区画ほ場における栽培実習
栽培技術や農業法規等の座学研修
都内農家への派遣研修、販売実習 等
- ・研修期間 2年間(年間約220日)
- ・研修生 毎年5名程度受入れ

3 担い手育成・活動支援事業

東京の農林水産業の担い手の確保と資質の向上を図るため、技術研修への参加や技術・経営向上への取組を支援する。また、担い手が組織する団体が実施する活動に対して、地域課題の解決に向けた自主的な研究活動、経営技術に関する講習会の実施等を支援する。さらに、担い手を確保・育成するための農業セミナーの開催・支援等を行う。

(1) 経営技術の習得・向上支援事業

① 研究機関等における就農のための技術研修支援

新規就農者や農業後継者が農業経営を開始するにあたり、技術の習得及びその向上のために受講する以下の研修について、受講に必要な経費の一部を助成する。

- ・東京都農林総合研究センター及びその他の公立研究機関における技術研修(対象:5名程度)
- ・東京農業アカデミー八王子研修農場における研修(対象:10名程度)
- ・区市町村が実施する技術研修(月16日程度、6ヶ月以上、対象:8名)

程度)

② 販売促進等活動助成

担い手が行う知的財産の取得及び活用、農産物販売促進のための活動等に
必要な費用の一部を助成する。(助成率 1 / 2 以内、助成額上限 15 万円)

項目	令和3年度計画	令和2年度計画	令和元年度実績
販売促進等活動助成	12 件	10 件	8 件

(2) 担い手団体活動支援事業

① 自主研究活動への支援

担い手団体が自主的に実施する研究活動に必要な経費の一部を助成する。
(助成率 2 / 3 以内、助成額上限 20 万円)

② 講習会等研修活動への支援

担い手団体が経営や技術向上のために実施する講習会等に必要な経費の一
部を助成する。(助成率 2 / 3 以内、助成額上限 5 万円)

③ ふれあい活動を通じた配偶者確保支援

地域で行われる独身の担い手と一般独身者との交流活動に対して、その運
営費の一部を助成すると共に、交流活動の開催支援等を行う。

(助成率 2 / 3 以内、助成額上限 24 万円)

項目	令和3年度計画	令和2年度計画	令和元年度実績
自主研究活動支援	5 団体	5 団体	5 団体
講習会等研修活動支援	15 団体	15 団体	15 団体
配偶者確保支援	5 団体	5 団体	2 団体

(3) 担い手育成のセミナー開催等

① フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー支援

農業後継者や新規就農者の技術習得を目的として東京都と J A 東京中央会
が開催する「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」に対して、その運
営費の一部を助成する。(第 14 期)

② 経営力強化セミナーの実施

「経営力強化セミナー」を東京都と共催し、企業的経営者や認定農業者、
地域農業のリーダーを目指す意欲的な農業経営者に対して、経営者マインド
を持つ担い手として育成するための研修等の実施を支援する。(第 9 期)

(4) 援農ボランティア受入環境整備支援事業

ボランティア受入農家が、ボランティアの利便性向上のために実施する施設整
備等に必要な経費の一部を助成する。(助成率 2 / 3 以内、助成額上限 25 万円)

項目	令和3年度計画	令和2年度計画	令和元年度実績
受入環境整備支援	5 件	—	—

4 都民交流事業

農林水産業に対する理解を促進するため、都民と農林水産業者との交流を図る事業を実施する。

(1) 生産者と都民との交流

都民にとって身近な農地で安全・安心な農産物を提供している都市農業を持続させ、その重要性について理解を深めるとともに、生産者が都民の農林水産業に対する期待・要望や消費者ニーズ等を把握するための交流活動を推進する。

① 生産者と都民の交流活動への支援事業（対象：2団体）

担い手団体が実施する農林水産体験等の都民との交流活動に必要な経費の一部を助成する。（助成率2／3以内、助成額上限7.5万円）

② 担い手と消費者との交流等の促進

担い手と消費者が交流するセミナー等の開催支援等を行う。

(2) 都民と進める食と農の体験事業

都民・児童を対象に、東京農業への理解促進や普及啓発を図るとともに、健康な心身と豊かな人間性を育むため、生産現場における農家との交流や体験学習活動などの食育活動を推進する。

① 農業体験・食育事業

種まきや収穫などの農業体験、料理教室や食育講座などの食育活動を実施し、農業に対する理解促進と健全な食生活習慣を培う。

② 畜産ふれあい体験活動事業

家畜ふれあい体験や畜産教室等を行い、畜産に対する理解促進、消費拡大を図る。

③ 都民への東京農業のPR

各種イベントにおいて体験コーナーやPRブースを設置するなどにより、東京農業のPRと都内産農産物の消費拡大・販売促進を図る。

5 援農ボランティアの養成

東京農業の多様な担い手の一翼である援農ボランティアの育成支援及び登録・派遣等を行う。

(1) 東京広域援農ボランティア事業【新規】

広域型援農ボランティアの登録及び派遣業務を行うとともに、技術研修や援農ボランティアの実態調査、「とうきょう援農ボランティア」WEBサイトの運営等を行う。

	令和3年度計画	令和2年度計画	令和元年度実績
新規登録人数	300名	50名	314名
派遣延べ件数	1,500件	500件	976件
研修	100回	50回	50回

(2) 地域援農ボランティアの養成（東京の青空塾）

農業に強く関心を持つ地域住民が農家の作業を手伝うことで地域農業を応援する援農ボランティアを地域（各区市町村）と共に養成し、受入農家を支援する。

① 援農ボランティア養成

- ・コース：野菜、花卉、果樹、植木の4コース
- ・養成講座（中央研修）の実施
- ・援農ボランティアの認定

② 援農ボランティア活動の促進

- ・援農ボランティアに対する調査及びボランティア傷害保険加入手続支援

③ 長期継続ボランティアの表彰

- ・青空塾を修了後、5年以上活動している長期継続ボランティアを表彰

6 チャレンジ農業支援事業

農業経営のさらなる向上や新しい分野への挑戦、取引先の開拓などに取り組み、自らの農業経営を発展させようとする意欲ある農業者（個人、グループ等）に対して、財団内に設置する「チャレンジ農業支援センター」において、支援ニーズに合わせてマーケティング、流通、経営、情報等の専門家を派遣して、直接アドバイスを行う。

(1) 啓発事業

農業経営に関する意欲を高めるため、講演会等を開催する。（2回）

(2) 相談事業

相談窓口を設置するとともに直接訪問して、農業者が抱える多様な課題の相談に乗って課題の整理を行う。

(3) 専門家派遣事業

経営、マーケティング、流通、情報等の専門家を登録して、支援を希望する農業者やそのグループ等の課題の解決に向けて、1相談あたり原則5回を限度として専門家を派遣する。ただし、事業分野を拡大する場合、派遣回数は原則10回を限度とする。

財団スタッフ（コーディネーター）が農家へのヒアリングを行い、支援内容、日程等を調整した上で適切な専門家を選考し、同行して現地での支援を実施する。

(4) 業務推進委員会の開催

事業の効果的推進を図るため、業務推進委員会を開催する。（1回）

(5) 助成事業の実施

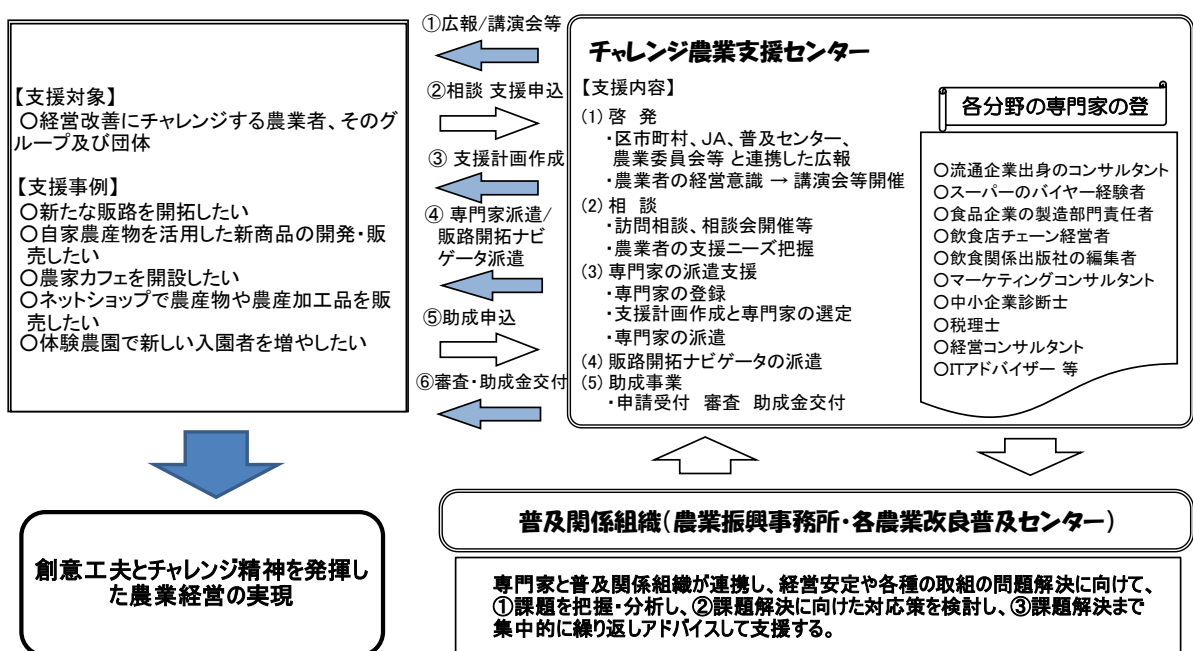
専門家派遣を受けた農業者等の経営の多角化・改善に向けた新たな取組や新たな販路開拓に必要な経費の一部を補助する。（審査会開催 年3回）

補助対象者	都内農業者（就農が確実な者を含む）、農業者が構成するグループ及び団体等
対象事業	都内農畜産物の販売促進（デザイン制作、HP制作、販促資材の作成）、商品開発、販路開拓・拡大、農園PR等
補助率	1 / 2 以内（下限額 15 万円、上限額 250 万円）

（6）販路開拓等支援

新型コロナウイルス等の新たな危機に対応するため、商品の売込みや商談の仲介など、販売先と農家のマッチングをサポートする販路開拓ナビゲータを設置し、都内農業者等に派遣する。

【チャレンジ農業支援センターによる支援のしくみ】



7 東京都GAP認証・地産地消推進

食品安全や環境等に配慮した持続可能な農業の推進及び都民への安全安心な農産物の提供の実現に向け、東京都GAPや民間認証取得支援の取組を推進する。

（1）東京都GAP推進事業

食品安全や環境等に配慮した持続可能な農業を継続的に推進し、都民に安全安心な農産物を提供していくため、都が独自に定める「東京都GAP認証制度」について、申請受付、申請者の取組状況の調査、審査会の開催、認証取得者に対する検査及び研修等、一元的に業務を担い、円滑な事業運営を図る。

さらに、東京都GAP認証農家と実需者とのオンライン商談会を実施し、東京都GAP認証制度の認知度向上及び東京都GAP認証農産物の取引拡大、地産地消拡大を図る。

(2) 農林水産物認証取得支援事業

農林水産物の認証（国際、国内）の取得を目指す農林水産事業者等に対して認証取得及び認証維持・更新に必要な経費を補助し、都内農林水産事業者の国内外への販路拡大を支援する。（補助率10/10）

(3) 広域食育推進民間活動支援【新規】

東京都食育推進計画に基づき、都民の「食」に関する意識を高め健全な食生活の実践を推進するため、都民を対象に実施する民間団体が行う食育推進活動に対して支援を行う。（補助率1/2以内、助成限度額120万円、通算5回まで）

8 生産緑地買取・活用支援事業

多面的機能を有する都市農地を確実に保全するために、区市による生産緑地の買取・活用に対して支援を行う。

(1) 生産緑地の買取支援

区市が農的利用計画に基づき生産緑地を買い取った場合に、その購入額の2分の1を基金から取り崩し、補助する。

(2) 買取生産緑地の活用支援

区市が買い取った生産緑地に対し、都の政策課題の解決に資する施設整備費の5分の4を基金から取り崩し、補助する。（上限1億円）

9 苗木生産供給事業

公共事業や公共施設などの緑化推進に寄与するため、市街化区域内の農地を活用した緑化用苗木の生産供給を東京都から受託し、苗木の購入、栽培管理及び掘取運搬を実施する。

(1) 苗木の購入計画

- ・購入本数 220千本
- ・購入樹種 48種

(2) 苗木の栽培管理委託計画

市街化区域内の農地における苗木の栽培管理を、農業協同組合を通じて農家に委託し、2～4年間育成する。

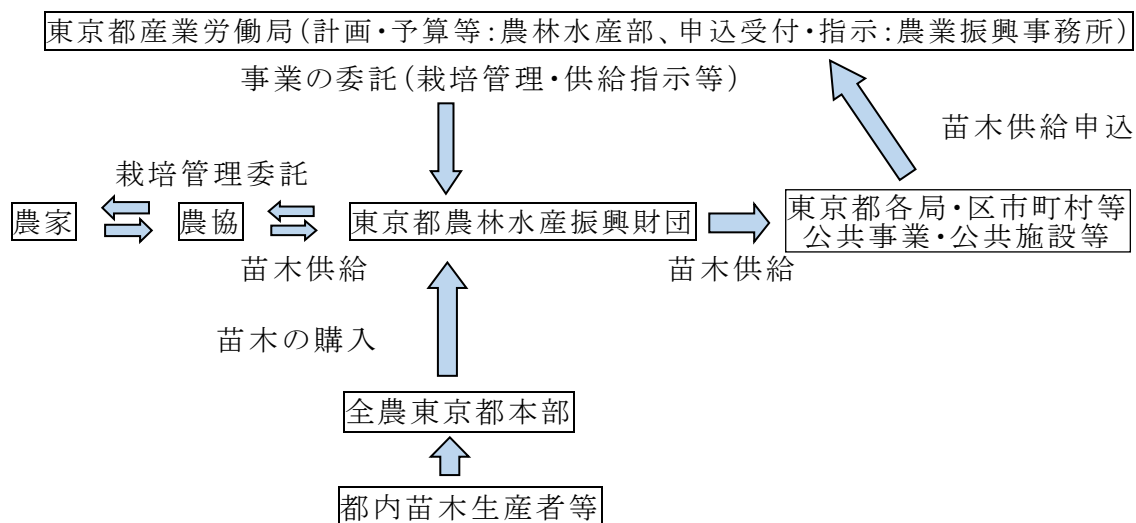
- ・栽培管理本数 399千本（令和2年度までの購入分）
- ・委託面積 11.2ha（令和2年度までの購入分）
- ・委託契約 8農業協同組合（うち掘取運搬を含めた委託契約：4組合）

(3) 苗木の供給計画

東京都からの供給指示に基づき、都や区市町村等の公共事業、公共施設等に苗木を供給する。

- ・供給本数 220千本
- ・供給樹種 48種

【事業のしくみ】



10 農地保有合理化事業

経営規模の拡大や農地の集団化等を推進し、農業の生産基盤である農地を保全するため実施していた農地保有合理化法人としての事業実施は平成 25 年度末で廃止となった。しかし、これまでに農地保有合理化事業で当財団が買入れ現在保有している農用地等については、契約解除及び農地売渡まで事業を継続していく。

令和 2 年度末農地保有面積及び令和 3 年度末農地保有面積（計画）

表中の（ ）内は件数

事 項 別		売買事業 (一時保有)	貸借事業 (管 理)	合 計
令和元年度末保有・管理農地		8,332 m ² (2 件)	1,528 m ² (1 件)	9,860 m ² (3 件)
令和 2 年 度	売渡農地面積	4,773 m ² (1 件)	—	4,773 m ² (1 件)
	貸借契約解除農地面積	—	1,528 m ² (1 件)	1,528 m ² (1 件)
	令和 2 年度新規実績	—	—	—
	年度末保有・管理農地	3,559 m ² (1 件)	—	3,559 m ² (1 件)
令和 3 年度計画事業整理規模		△ 3,559 m ² (△ 1 件)	—	△ 3,559 m ² (△ 1 件)
令和 3 年度末計画保有・管理農地		—	—	—

II 林業労働力確保、森林保全・整備及び森林循環の促進

1 林業労働力確保支援センター事業

森林整備の担い手となる新規就業者への支援や林業従事者の育成を行うとともに、林業事業体における雇用管理の改善を進め、林業労働力の確保を図る。

(1) 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業

都の認定を受けた林業事業体の新規就業者を対象に、林業に必要な資格等の取得に加え、基本的な知識・技術等の習得のための集合研修と実地研修（OJT）を組み合わせた3年間の研修を実施するとともに、研修を実施する事業体への指導・監督を行う。

1年目研修	5事業体	5名
2年目研修	4事業体	4名
3年目研修	4事業体	4名

(2) 林業労働力総合対策事業【新規】

① 林業技術者の確保・育成

新規就業者や経験の浅い林業技術者への基礎的な林業技術から高度な専門技術までの研修を実施し、都内森林整備を担う基幹となる技術者を育成する。

ア 新規就業者育成研修・中堅技術者育成研修

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業を、対象外又は対象であっても人数等の制約から利用できなかった林業事業体の新規就業者を対象に、林業に必要な資格等の取得に加え、基本的な知識・技術等の習得のための集合研修と実地研修（OJT）を組み合わせた3年間の研修を実施する。

また、就業4年目以上を対象として、技術力向上や現場の運営・指導に必要な基礎知識を習得し、中堅技術者を育成する2年間の集合研修を行う。さらに、研修を実施する事業体への指導・監督を行う。

1年目研修	3事業体	3名
2年目研修	2事業体	4名
3年目研修	0事業体	0名
4～5年目研修	5事業体	7名

イ 高度技術者育成研修

林業事業体の作業現場において、OJT研修を行う講師を派遣し、高度な技術力を持つ技術者を育成する。

- ・5事業体

ウ 林業就業者対策研修

林業就業者に対し、地域の実情に応じた技能等の研修を実施する。

- ・危険予知訓練（KYT）研修

- ・指導員育成研修
- エ 人材育成支援
 - ・林業機械等資格取得助成（都内の事業体：定額 上限 10 万円／人・年，上限 55 万円／人・年【伐採・搬出研修生】）
林業機械の運転資格や林業作業の特別教育等の資格取得料の助成
 - ・マッチング助成（都内の事業体：定額 上限 4 万 5 千円／人・月）
新規就労者の本採用前の雇用期間に要する諸経費の助成
 - ・人材育成助成（認定事業体：定額 上限 25 万円／人・月、受入事業体 10 万円／事業体・月）
O J Tでは身につけられない技術で、技術習得に長期を要する高度技術の習得のため、先進的な事業体等への出向に要する経費（出向者の人件費等）の助成

② 林業事業体等の強化

林業労働者の労働環境の整備のために林業事業体の体質強化を促し、新規就業者の定着を図る。

ア 経営基盤強化支援

(ア) 林業機械レンタル料助成

労働強度の軽減を図り安全で効率的に作業を行うために必要不可欠な林業機械のレンタル料金の一部を助成する。

- ・林業機械レンタル料等の助成（1 / 2 以内）

(イ) 機械購入助成

- ・林業機械（大型機械）助成（認定事業体：2 / 3 以内）

大型林業機械の購入またはリース時の物件費助成

- ・林業機械（その他機械）助成（認定事業体：2 / 3 以内、都内の事業体：1 / 2 以内）
- ・チェーンソー等小型林業機械の購入費助成

(ウ) 多様な林業経営モデル創出事業

通年の事業量の安定化と収益向上に向けて、都内林業事業体が森林施業に軸足を置きつつ実施する、東京の森林や多摩産材の普及に資する事業の実施等に要する経費の助成や情報提供を行い、収入源の拡大を支援する。

- ・森林・林業・木材産業に関連する事業の新規実施及び改良・規模拡大等に要する経費の助成
- ・6次産業化等への対応を図るため、木工機器等の導入、林業見学ツアーや都市部でのイベント等の開催に必要な施設整備や広報等初期費用の助成
- ・事業の立上げや規模拡大に必要な人件費やアドバイザー費用の助成
- ・多摩の森林を活用した新たな創業や6次産業化のための情報提供（セミナー開催）

助成対象者	都内の林業事業者
助成要件	森林・林業・木材産業に関連する事業で多摩の森林や多摩産材のPRに資するものであること
助成率	1 / 2 以内（上限額 2,500 千円）

(エ) 多摩産材生産拡大支援事業

都内森林整備作業量増加に対し、異業種からの新参入や即戦力となる他県事業者の都内への進出及び定着の促進を図る。

助成対象者	都内森林整備に新規参画する林業事業者
助成対象	林業事業者が事務所や資材置場等を借りる賃料や施設整備費用
助成率	1 / 2 以内（上限額 3,600 千円/年）

イ 雇用の維持・安定化支援

(ア) 宿舎借り上げ経費の助成

新規就労者及び都内森林整備に従事する他県就労者の生活基盤である宿舎の借り上げ経費を助成する。

- ・ 新規就労者用施設（1 / 2 以内）
- ・ 他県就労者用施設（1 / 2 以内）

(イ) 基盤整備、労働安全対策、福利厚生、装備品等購入助成

- ・ 傷害保険掛金助成（認定事業者：2 / 3 以内、その他の事業者：1 / 2 以内）

民間の傷害保険等の加入に対する助成

- ・ 退職金共済掛け金助成（認定事業者：2 / 3 以内、その他の事業者：1 / 2 以内）

林業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度の事業主負担分の助成

- ・ 特殊健康診断助成（認定事業者：2 / 3 以内、その他の事業者：1 / 2 以内）

チェーンソーや刈払機の使用による身体に著しい振動を与える業務従事者を対象とした特殊健康診断受診料の助成

- ・ 蜂毒アレルギー検査料等助成（認定事業者：2 / 3 以内、その他の事業者：1 / 2 以内）

蜂毒アレルギー検査の受診料及び診察料、並びにアドレナリン自己注射薬購入費の助成

- ・ 安全用具助成（認定事業者：2 / 3 以内、都内の事業者：1 / 2 以内）
チェーンソー防護具等の購入費助成

- ・ リスクアセスメント等安全活動給付金（認定事業者：2 / 3 以内、その他の事業者：1 / 2 以内）

林業事業者の自主的な安全活動の実施に対する給付金

ウ 指導・情報提供

事業体の体質改善及び労働者の就労環境整備のため、雇用管理改善等に取り組む事業主を認定する東京都認定事業体制度を活用し、認定事業主となるための手続きのフォロー、事業年度ごとの改善計画の進捗状況管理を行うとともに、林業事業体に対し、書類作成や事務手続きの指導、支援を行う。

- ・認定申請等の支援

(3) 地域林業雇用改善事業

林業就業支援地域アドバイザー（1名）を設置し、林業への就業希望者や林業事業体等への相談指導を実施する。

(4) 伐採・搬出技術者育成事業（東京トレーニングフォレスト）【新規】

伐採・搬出における専門的かつ高度な技術の習得を支援し、林業技術者の確保・育成を図るため、日の出試験林（所有地）を拠点とした研修施設において技術者育成研修を実施する。

研修内容

- 架線集材技術研修
 - ・架線集材技術に関する知識の習得
 - ・架線集材機械を操作し集材技術を習得
- 林業機械技術研修
 - ・林業機械に関する知識の習得
 - ・高性能林業機械等を操作し操作技術等を習得
- 作業道開設研修
 - ・作業道開設に必要な測量方法等に関する知識の習得
- 素材生産技術研修
 - ・木材に関する基礎知識の習得や原木市場、製材所等の視察
 - ・素材生産に関する知識の習得

研修期間 130日間

研修規模 5名程度

(5) 林業労働力就労安定事業

安定した林業労働力を確保するため、「森林を守る都民基金」の運用益を活用し、林業従事者の労働環境の改善及び労働災害の未然防止に資する事業を実施する。

- ・林業労働災害未然防止事業
 - 自己注射用エピネフリン注射液の購入費用の助成
 - 特殊検診の受診費用の助成

2 分収林事業

分収林契約に基づく保育計画により、既契約地の保育管理等を行う。また、令和3年度に契約満了を迎える契約地の材積調査等を行う。

なお、木材価格の低迷等により、収支の悪化が懸念されるため、平成19年度以降は新規契約を中止した。

(1) 二者分収林

① 二者分収造林

契約地の保育作業を行う。

- ・契約地 6か所 13.22ha
- ・契約期間 50年間
- ・分収割合 土地所有者 30%：財団 70%
- ・保育管理 (枝打：2か所 0.35ha、見回り管理：6か所 13.22 ha)

② 二者分収育林

契約地の保育作業を行う。

- ・契約地 52か所 197.99 ha
- ・契約期間 契約時～50年生もしくは80年生になるまで
- ・分収割合 土地所有者 20～40%：財団 60～80%
- ・保育管理 (見回り管理：44か所 175.11 ha、
境界整備：4か所 9.43 ha、作業路改修 400m)
- ・調査等 (材積調査：4か所 9.43 ha)
- ・令和3年度契約期間満了4か所 13.45 ha

分収育林契約の解約実績及び計画 (上段：面積【ha】、下段：件数)

市町村名	解約実績 (H22～R2) 及び計画 (R3)							摘要
	H22～28まで	H29	H30	R1	R2	R3 (計画)	計	
奥多摩町	168.37	61.16	10.33	34.56	20.65	7.07	302.14	H28・29・R2は三者分収を含む
	23	6	4	5	4	1	43	
青梅市	6.04	-	9.76	1.83	4.19	3.64	25.46	
	4	-	5	2	1	1	13	
あきる野市	16.30	7.89	-	6.50	0.53	-	31.22	H28は三者分収を含む
	4	5	-	3	1	-	13	
日の出町	-	0.31	1.58	-	-	-	1.89	
	-	1	1	-	-	-	2	
檜原村	73.26	8.15	-	1.85	5.40	-	88.66	H25・28は三者分収を含む
	20	3	-	1	1	-	25	
八王子市	1.40	6.77	4.15	2.78	-	2.74	17.84	
	1	2	2	1	-	2	8	
計	265.37	84.28	25.82	47.52	30.77	13.45	467.21	
	52	17	12	12	7	4	104	

※ 全体 104 件のうち 96 件は二者分収育林契約、8 件は三者分収育林契約

(2) 奥多摩・昭島市民の森

昭島市にオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

- ① 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要
 - ・契約面積 1.44 ha
 - ・契約期間 平成16年5月1日から令和37年（2055年）4月30日
 - ・分収割合 土地所有者 30%：財団 35%：緑化協力者 35%
- ② 契約地の保育管理
 - ・見回り管理
- ③ その他
 - ・イベント調整

(3) 航空電子グループの森

航空電子グループにオーナーとして造林費を負担してもらい、森林の整備を行う。

- ① 契約地（奥多摩町氷川字大沢入）の概要
 - ・契約面積 1.33 ha
 - ・契約期間 平成16年6月18日から令和37年（2055年）3月31日
 - ・分収割合 土地所有者 30%：財団 35%：緑化協力者 35%
- ② 契約地の保育管理
 - ・見回り管理
- ③ その他
 - ・イベント調整

3 都民との協働による森林づくり事業

都民や企業、自治体等との協働による森林整備を推進するため、森林整備協定や受託により森林づくり事業を実施する。

(1) 二俣尾・武蔵野市民の森

武蔵野市、森林所有者、財団の三者で締結した森林整備協定に基づき、森林の保育管理及び啓発事業等を受託して行う。

- ① 整備地の概要
 - ・協定地 青梅市二俣尾
 - ・面積 9.52 ha（暫定、測量後確定）
 - ・協定期間 令和3年4月1日から令和8年（2026年）3月31日
- ② 森林保育管理
 - ・歩道整備
 - ・枝打
- ③ 啓発事業
 - ・武蔵野市民向けの森の市民講座 年5回開催

④ 協議会の開催

- ・年1回

(2) 奥多摩・武蔵野の森

令和元年度に武蔵野市、奥多摩町、財団の三者で更新した森林整備協定に基づき、引き続き森林整備を行う（当初開始年度：平成16年度）。

① 整備地の概要

- ・協定地 奥多摩町氷川字逆川のシカ被害地
- ・面積 3.35 ha
- ・協定期間 平成31年4月1日から令和4年（2022年）3月31日
- ・植栽樹種 広葉樹

② 森林保育管理

- ・シカ柵等の見回り管理
- ・歩道の改修等

③ 運営委員会の開催

- ・年1回

(3) 都府保健保安林の利用調整等業務

東京都八王子市にある木下沢都府保健保安林に係る以下の業務を東京都から受託し、都民向け情報発信とともに、森林ボランティアグループの活動を支援する。

- ・都民等への情報の提供
- ・森林整備に協力する団体等に対する指導と調整
- ・森林整備に供する資材等の提供
- ・規模 11.70 ha

(4) とうきょう林業サポート隊の運営

多摩地域の森林で植栽や下刈り等の森林整備作業を行うボランティアを募集し、サポート隊メンバーとして活動できるよう運営する。林業の専門家が指導員となり、サポート隊メンバーを基礎から指導する。これにより、森林整備作業を担える人材育成も目指していく。

- ・週2回の活動（実技、座学）



「とうきょう林業サポート隊」ホームページ

(5) 森林総合利用事業

森林を活用して、都民が自然に親しみ、都市と山村の交流を深めることにより、都民参加の森づくりを推進するため、「森林を守る都民基金」の運用益を活用し、森林とのふれあいの場を提供する事業を実施する。

項目	令和3年度計画	令和2年度計画	令和元年度実績
森林浴登山	5回	5回	3回
森林ふれあい教室	4回	4回	4回

4 都行造林事業

模範的な森林整備を進め、水源涵養、国土保全、森林の公益的機能を確保するとともに、林業関係者の造林意欲の向上や林業労働者の雇用の確保等により地域林業を振興するため、東京都が行う都行造林事業のうち、多摩地域の 824.85ha の維持管理を東京都から受託し、施業計画に基づき保育管理や都の処分方針に基づく事務処理を行う。

(1) 事業内容

- ・ 保育施業の委託(施業計画に基づき保育等を行う)
- ・ 造林地の管理
- ・ 造林地契約事項に係る事務処理
- ・ 造林地台帳の整理
- ・ 造林処分地の調査

(2) 対象林

造林事業名	面積(ha)
御大典記念	52.16
紀元2600年記念	28.90
御成婚記念	268.38
オリンピック記念	133.60
多摩森林育成	341.81
合計	824.85

(3) 保育施業

- ・ 間伐：25.07 ha
- ・ 歩道改修、境界刈払、標柱整備

5 森林循環促進事業

平成 18 年度からスギ林を伐採して花粉の少ないスギ等に更新する主伐事業を実施してきた。平成 27 年度からは民間主体の伐採への支援も行うなど事業の仕組みを再構築し、森林循環を促進し、花粉削減と多摩産材の安定供給を図る事業を 10 年間の計画で実施している。未利用材については、木質バイオマス発電所の燃料など、環境に配慮した利用拡大を図る。また、花粉の少ない森づくり運動を展開して、企業や都民等と連携した森林整備を行う。

(1) スギ・ヒノキ林の伐採・搬出及び植栽・保育

森林所有者と財団との間で立ち木の買取り及びその跡地の森林整備に関する契約を締結する。財団は当該契約地の立ち木を伐採・搬出し、販売する。その後、財団は伐採跡地に花粉の少ないスギ等を植栽し、20 年間又は 30 年間保育管理を行う。また、深刻化するシカ被害対策として、ドローンによるシカ被害状況調査、監視及び防護柵の設置等、植栽地の維持管理を行う。

- ・ 木材出荷量計画（主伐）20,000 m³

(2) 貯木場の管理運営

伐採した木材の貯留、仕分けのため、平成 20 年度に設置した貯木場の管理運営を行う。

- ・ 所在地：青梅市新町 6 丁目
- ・ 敷地面積：13,584 m²
- ・ 貯木面積：約 11,000 m²（格納庫兼管理棟、駐車場を除く）
- ・ 格納庫兼管理棟：1 棟
- ・ 作業機械：グラップル付ホイールローダ（1 台）
- ・ 木材の販売：伐採した木材を用途別に仕分けて販売する。

用途	区分	販売予定場所
建築用	A 材	多摩木材センター
合板用	B 材	貯木場
チップ用	C 材	貯木場

(3) 主伐材搬出補助

民間の伐採搬出を促進するため、伐採された木材の運搬経費の一部を補助する。

(4) 森林認証等

財団が管理する森林については、平成 28 年に S G E C（緑の循環認証会議）による F M 認証（持続可能な森林経営を行ってる森林を認証）を取得している。併せて貯木場において C o C 認証（認証材と非認証材を適正に分別管理していることを認証）を取得している。持続可能な森林経営が実施されているかどうか

かSGECが定める7つの基準への適合状況等について、審査機関より現地調査を含む審査を毎年受けるほか、有効期限が5年のため取得後5年以内に改めて認証審査を受ける。

また、貯木場で販売するC材のうちバイオマス発電施設で使用するチップ原料としての販売に伴い、令和2年に発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定を認定団体に申請し有効期限3年のFIT認定を受けた。今後、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（林野庁）及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領の定める諸規定に則って、適切な分別管理及び証明書、納品書の発行等を行い販売する。

6 花粉の少ない森づくり運動

花粉の少ない森づくりへの都民の理解・協力を得るため、東京都と連携して「企業の森」事業、「花粉の少ない森づくり募金」活動及び「森づくり支援倶楽部」の運営を行う。

(1) 企業の森

事業に賛同する森林所有者、企業・団体と森林整備に関する10年間の新規協定、さらにその後10年間の延長協定を締結して、企業・団体に花粉募金、森林整備費等相当額を寄付してもらう。企業・団体は森林に名前を付け現地に看板を設置し、植栽、下刈り等のイベントを行うなど、社員研修の場として活用できる。

- ・新規及び延長での合計目標締結数2件

(2) 花粉の少ない森づくり募金

都民や企業等への募金活動を行い、寄せられた募金は、「花粉の少ない森づくり」（主伐事業等）の費用に充てる。

- ・募金目標額 37百万円

(3) 森づくり支援倶楽部

花粉の少ない森づくり募金への一定額以上（個人会員：3,000円以上、法人会員：50,000円以上）の寄付者を会員とし、花粉の少ない森づくりに関する情報等を提供する。

<2020年4月から2020年12月末現在 会員数>

- ・個人会員 101名
- ・法人会員 4団体



「花粉の少ない森づくり運動」ホームページ

7 多摩産材利用拡大事業

(1) 多摩産材情報センター事業

多摩産材の利用拡大を推進し、多摩地域の林業・木材産業の活性化を図るとともに、木の良さや木を使うことの大切さを継続的に普及啓発・PRするため設置された情報センターの運営を受託し、供給者・利用者各々の情報収集と相互に情報提供、供給者の製品と利用者のニーズとのマッチングを行う。

また、多摩産材利用拡大フェア等の展示会の開催や多摩産材情報センターWEBサイトの運営など多摩産材のPRに努め、流通促進及び消費拡大を図る。



「多摩産材情報センター」ホームページ

(2) 共存共栄による国産木材の魅力発信事業

多摩産材など国産木材の活用に向けた情報発信拠点「MOCTION」(新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5階)の運営を受託し、オフィスの木質化や全国と連携した木材利用の情報提供を行う。

- ・オフィスの木質化や国産木材の活用に関する情報発信
- ・多摩産材を活用したモデルオフィスの運営
- ・全国の道府県と連携した「展示スペース」の運営
- ・多摩産材や国産木材の利用拡大に資するセミナーの開催

(3) にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

より多くの都民に対して多摩産材の認知度の向上を図り、木材利用を促進するため、駅や大規模商業施設等の不特定多数の都民が訪れる一定規模以上の施設において、民間事業者が壁や床の木質化、什器の整備等に多摩産材を活用した場合に、その経費の一部を補助する。

- ・業務内容 申請書の受付業務、審査会の運営業務

対象施設	人が多く集まりにぎわう都内の商業施設や交通機関の施設等
補助対象	多摩産材を目立つ形で使った内装・外装の木質化、什器の整備等
補助率	1 / 2 以内 (上限額 5,000 万円)

(4) 木の街並み創出事業

軽く遮蔽性に優れた木材の特性を生かし、ブロック塀を木塀に改築するなど市街地の防災機能の向上と木材利用を促進するため、民間建築物の外壁、外構に多摩産材を3割以上使用する場合にその設置等に係る経費の一部を補助する。

- ・業務内容 申請書の受付業務、交付決定業務

対象施設	民間建築物
補助対象	外壁、外構の木材利用（うち多摩産材の利用が3割以上であること）
補助率	1 / 2 以内（上限額 3,000 万円、下限額 500 万円）

(5) 中・大規模木造建築物等の設計促進事業

都内の中・大規模木造木質化建築物の実施設計に係る経費の一部を補助する。
 ・業務内容 申請書の受付業務、交付決定業務

対象施設	民間建築物
補助対象	国産木材を一定量以上使用する設計とすること。 うち多摩産材を一定量以上使用する設計とすること。
補助率	1 / 2 以内（上限額 5,000 万円）

8 緑の募金・緑化推進事業

全国の緑の募金活動と連携し、自治体、団体、企業、学校等からの募金を活用して普及啓発、森林整備・都市緑化の推進を図る。

(1) 緑の募金事業

① 緑の募金活動

東京における緑の募金活動の事務局として、募金協力団体への募金資材（緑の羽根、募金箱、緑化運動ポスター、冊子等）の配布や、募金管理などを通じ、募金活動全般を支える。

ア 目標額 30,000 千円

イ 募金強化期間 春期:3月1日～5月31日 秋期:9月1日～10月31日

ウ 方法 家庭募金、街頭募金、職場募金、学校募金、企業募金、その他

エ 募金活動

- ・募金協力団体等との情報交換やネットワークの強化を図り、増強に努める。
- ・積極的に各種イベントに参加し、PR及び募金への協力を呼びかける。
- ・緑の募金に売上金の一部を募金する飲料水自動販売機の設置を拡大する。
- ・物品寄付（「お宝エイド」）の普及を図る。

オ 協力団体

区市町村（町会・自治会等）、公・私立学校、ガール・ボーイスカウト森林パトロール隊、JA東京グループ、森林木材関係団体、東京都及び東京都関係団体、その他企業、個人、NPO法人森づくりフォーラムなど

② 普及啓発活動

ア 緑化運動ポスター原画の募集（7～9月）、入賞作品の展示（1月）及び募金協力団体等によるポスターの掲示

(2) 緑の少年団活動支援事業

都内で活動する緑の少年団に対する支援を通じて、未来を担う子ども達の森林に対する理解を促進する。

① 緑の少年団活動費助成

緑の少年団の新規結成を促進するとともに、森林づくり体験・学習、奉仕活動など緑の少年団活動の充実に資するため、助成事業を実施する。(助成対象少年団 20 団)

② 研修会の開催

緑の少年団員の育成にあたる指導者を対象に、森林・林業等に関する知識向上を図る研修会を開催する。

III 都民等への情報発信、普及啓発

1 情報提供・普及啓発事業

農林水産業に関する情報提供や各種コンテンツを活用した普及啓発活動により、東京の農林水産業の振興に寄与する。

(1) 東京の農林水産 w e b サイト運営事業

新鮮で安全・安心な東京産農林水産物や農林水産業の魅力を国内外に広く P R し、東京の農林水産業に対する理解の促進を図るため、東京の農林水産総合 w e b サイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」(日本語、英語、中国語、韓国語) の管理運営を行う。



日本語 H P



英語 H P

(2) 東京農業情報発信事業

令和 2 年度までに作成した無料情報誌

「東京の農林水産」(日本語ダイジェスト、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、タイ語、マレー語、フランス語) について、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に東京を訪れる旅行者等を主なターゲットとして効果的に配布する。



試験研究・成果還元事業（公益目的事業２）

1 農林総合研究センター事業

東京都から業務を受託し、東京の農林業の振興を図るため、調査・試験・研究を行うとともに、東京都の行政・普及部門との連携を図りながら、農林事業者や都民に対し技術支援や情報提供を行う。

なお、食品技術センターは、令和２年度末に指定管理期間が終了し、令和３年度から地方独立行政法人東京都立産業技術センターへ移管となった。

（１）試験研究事業

〔研究企画室〕

都民や生産者の多様なニーズを的確に捉えるとともに、将来を見通して東京の農林水産業の発展に有用な試験研究を推進する。令和３年度は、東京オリジナル農産物の開発や生産力強化に向けた技術開発、食の安全安心確保など、新規８課題を含む４３の研究課題に取り組む。また、研究センターの効率的かつ効果的な運営のため、研究の進行管理と評価、産学公連携研究などの連絡調整並びに研究資源（研究人材・フィールドなど）を活用した研究推進を行う。さらに、研究成果や各種情報の受発信も積極的に行う。

- ① 試験研究の総合企画・調整
- ② 研究評価の実施、研究の進行管理
- ③ 共同研究の推進、外部資金の獲得、国や他機関との調整
- ④ 成果の公表、情報の収集・発信等

〔スマート農業推進室〕

東京農業の「稼ぐ力」を高めるため、様々な産業や研究機関が集積する東京の強みを活かし、小規模・多品目でも高収益や省力化等を実現する先進技術を活用した東京型スマート農業の確立に向けた研究開発を行う。また、次世代の移動通信システムであるローカル５Ｇを活用し、遠隔での農業指導が可能な環境の整備や、蓄積したデータを基にした最適な農作業の実現に向けた研究開発を行う。

- ① 東京型スマート農業研究開発プラットフォームの運営
- ② 東京フューチャーアグリシステムの新展開
- ③ IoT・AI等の先進技術を活用した東京型スマート農業の確立
- ④ ローカル５Ｇを活用した新しい農業技術の開発

〔園芸技術科〕

限られた農地で高収益を上げることのできる園芸作経営を確立するため、東京農業の主力品目である野菜・果樹・花きについて、東京オリジナルの新品種や新製品の開発、省エネ、省力、低コスト等に配慮した先進的栽培技術などの生産力強化に向けた技術開発を行う。

- ① バイテク技術等を利用した東京特産品種の育成〔研究課題 5テーマ〕
- ② 高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 3テーマ〕
- ③ 園芸作物の生産性向上技術開発〔研究課題 5テーマ〕

〔生産環境科〕

農作物の最適な生産環境と農産物の安全性を確保するため、化学合成農薬のみに依存しない病虫害総合管理技術や、作物に最適な土壌管理技術、農薬の安全使用と残留特性などの研究開発を行う。また、新たに今後拡大が見込まれる養液栽培における ICT を活用した水分管理システムの開発を行う。

- ① 園芸作物の生産性向上技術開発〔研究課題 1テーマ〕
- ② 農産物の安全性確保技術の開発〔研究課題 2テーマ〕
- ③ 病虫害総合管理技術（IPM）の開発研究〔研究課題 4テーマ〕
- ④ 土壌総合管理技術および農作物の機能性成分解明〔研究課題 3テーマ〕

〔畜産技術科〕

畜産農家の経営安定を図るため、トウキョウXや東京うこっけいなどブランド畜産物の品質確保やこれら貴重な遺伝資源を維持・保存するための技術開発、乳用牛群の資質向上を目指した受精卵移植技術や乳生産に伴う疾病の予防技術を開発する。また、都市と共存する畜産を確立するため、畜産由来害虫の防除など畜産環境改善技術の開発を行う。

- ① 高品質・高付加価値農作物の育成〔研究課題 1テーマ〕
- ② 畜産の生産性向上技術開発〔研究課題 5テーマ〕
- ③ 有機資源管理・利用技術の開発〔研究課題 1テーマ〕

〔緑化森林科〕

緑あふれる東京を創出するとともに、東京の植木産業の振興を図るため、様々な都市空間における緑化技術ならびに生産技術の開発、緑化場面を彩る新樹種の選定と管理技術の開発を行う。

また、東京の森林産業を育成し、都民共有の財産である森林をより価値のあるものとして再生・保全するため、広葉樹林や花粉の少ない森林づくり、獣害対策など、将来を見据えた森林づくりに向けた技術開発を行う。

- ① 緑化植物を活用した都市環境改善技術の開発〔研究課題 2テーマ〕
- ② 豊かな森づくり技術の開発〔研究課題 4テーマ〕

〔江戸川分場〕

地域特産作物の安定した生産や都市型の高度集約農業を展開する江東地域の農業生産の振興を図るため、コマツナの食味に関する研究や、エダマメの出荷形態に適した栽培技術、アサガオの光害軽減技術の開発を行う。

- ① 江東地域における高度集約型園芸技術の開発〔研究課題 3テーマ〕

(2) 受託・共同研究事業

農林総合研究センターが有する現場に密着した試験研究の蓄積を活かし、生産現場の課題解決や政策課題の実現をめざした研究を推進するため、都から先進技術を活用した東京型スマート農業を実現するための「東京型スマート農業プロジェクト」や東京伝統野菜の振興に向けた「江戸東京野菜生産流通拡大事業」の栽培試験・マニュアル作成、多摩産材の優良大径材の生産に向けた「100年の森整備事業」を受託するなど、都や国、民間からの受託研究を推進する。

また、公設試験研究機関として農林総合研究センターの研究力を向上させるため、競争的資金など外部資金の活用や企業・大学および国立研究開発法人などと連携した共同研究（25件）を行う。農商工連携研究など分野横断的な研究開発にも積極的に取り組む。

(3) 調査・分析等業務

東京都が定める要領等に基づき、農畜産物の成分や残留農薬などのモニタリング調査業務などを実施し、その結果を都に報告する。

① 高品質畜産物普及定着事業

受精卵移植を行う中核的な技術者等の養成を行うため講習会を開催する。また、牛群検定組合加入農家を対象に乳成分分析結果に対する指導を実施する。

② 畜産環境対策事業

畜舎排水の分析調査を行い、畜産農家の水質汚濁防止に関する状況を報告する。

③ 農産物安全確保調査分析事業

都内産農産物の残留農薬分析や放射性物質の測定を行い、安全性確保のためのデータを報告する。また、その他の有害物質の土壌・作物中の含有量を調査し、農産物の安全性確保に供する。

④ 農薬適正指導強化事業

東京特産作物に対する農薬の効果・残留試験を実施し、登録拡大に向けた資料を作成する。

(4) 研究施設の概要

立川庁舎、青梅庁舎、江戸川庁舎及び日の出試験林の各施設で試験研究を行う。

施設名	建物面積	土地面積
立川庁舎	11,564.14 m ² (36棟)	149,884.23 m ²
青梅庁舎	10,519.33 m ² (77棟)	258,409.44 m ²
江戸川庁舎	2,807.98 m ² (12棟)	19,772.75 m ²
日の出試験林	75.64 m ² (6棟)	127,448.56 m ²

2 農林水産資源拡大事業

種畜、種苗などの農林水産資源を生産・配付して、農林水産業振興に資するために以下の事業を実施する。

(1) 栽培漁業センター事業

東京都から業務を受託し、島しょ地域の磯根資源の維持増大を図り、基幹産業の漁業を支援するため、アワビ、サザエ及びフクトコブシ種苗の生産・配付を行う。

① 種苗生産

令和3年度 種苗生産・配付規模

アワビ	配付	種苗 11.2 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育
サザエ	配付	種苗 36.5 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育
フクトコブシ	配付	種苗 18.0 万個の配付
	生産	配付用種苗の採卵・飼育

② 施設管理

栽培漁業センターの施設の維持管理を行う。

③ 試験研究

栽培漁業推進に関わる研究、健康で活力ある種苗の育成技術開発に係る研究等を行う。

- ・成長度合いによる最適な飼料の把握

種苗の各成長段階において飼料の比較試験を行い、成長、生残への影響を評価する。

(2) 奥多摩さかな養殖センター事業

東京都から業務を受託して冷水性魚類（ニジマス、ヤマメ、奥多摩やまめ、イワナ）の種苗を生産し、河川漁協や養殖漁協等へ配付することにより内水面の水産資源を維持するとともに、内水面漁業者の経営の安定化及び地域産業の活性化に資する。

① 種苗生産

令和3年度 種苗生産・配付規模

魚種	配付数
ニジマス	稚魚 25 万尾、発眼卵 21 万粒
ヤマメ	稚魚 24 万 5 千尾、発眼卵 100 万粒
奥多摩やまめ	稚魚 2 万尾、発眼卵 9 万粒
イワナ	稚魚 1 万尾、発眼卵 10 万 1 千粒

② 施設管理

奥多摩さかな養殖センターの施設（入川飼育池、海沢飼育池の2箇所）の維持管理を行う。

③ 試験研究及び技術指導

生産種苗の質の維持向上及び魚病に関する研究や養殖に係る技術指導のほか、奥多摩やまめの振興に関する技術開発及び普及指導等を行う。

(3) 青梅畜産センター事業

東京都からの補助を受けて、安全で高品質な肉や卵を都民に供給するため、畜産農家に対して「トウキョウX」、「東京しゃも」、「東京うこっけい」等の種畜の生産・配付を行う。

これらの畜産物の生産拡大を図るための技術指導、飼育農家の開拓や各種イベントによる都民消費の拡大、家畜の理解を深めるための啓発活動も併せて実施する。特に、「トウキョウX」については、生産拡大を図るため、指導体制を強化し、新規農家の開拓を積極的に進めていく。

また、農林総合研究センター畜産技術科と協力し、青梅庁舎全体の衛生管理を徹底し、鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚流行性下痢（PED）、豚熱（CSF）等の家畜伝染病の予防対策を実施する。特に、ワクチン接種を始めた豚熱（CSF）の対策を念頭に置き、豚エリア内外の衛生管理体制の強化を始め、青梅庁舎内の消毒槽や消石灰帯等の見直しを不断に行う。

さらに、令和2年1月にGAP取得チャレンジシステムの実践確認農場となった豚エリアについては、GAPの理念に基づき生産活動各工程の正確な実施、記録、点検、評価を行い、農場管理を継続的に改善していく。

① 種畜生産・配付

令和3年度 種畜生産・配付規模

種畜の種類		配付数
トウキョウX	種豚	雄40頭・雌120頭
東京しゃも		24,000羽
ロードアイランドレッド		1,000羽
東京うこっけい		14,000羽

上記に関わる飼育技術・衛生管理指導を行う。

② 施設管理

青梅畜産センターの施設の維持管理を行う。また、令和2年度に完成した新豚舎及び新鶏舎等の本格稼働に向け、家畜等の円滑な移動を行うと伴に2期工事に向け基本計画を踏まえた牛舎、管理・体験棟、研究棟、及びイベント広場などの整備検討を行う。

- ・建物面積 2,135.88 m²
- ・土地面積 5,409.45 m²

3 環境保全型農業の推進

有機農業などの環境と調和した環境保全型農業を推進するため、優良堆肥の生産配付を通じ、堆肥づくりや堆肥の利用等について広報・普及を図る。

(1) 有機農業堆肥センター事業

財団の自主事業として、東京都からの補助を受けて優良堆肥を生産し、堆肥を有効に活用する東京都エコ農産物認証生産者や有機農法の実践農家等へ有償配付する。

また、優良堆肥生産技術の普及に向けて、堆肥の生産、利用等の情報交換や講習会の実施、視察・研修の受入れなど積極的に施設・技術を公開し、循環型社会の仕組みづくりや環境と調和した農業の推進に役立てる。

なお、堆肥の安全性の確認と供給先農家に安心して使用してもらえるよう、生産した堆肥の放射性セシウムを定期的に測定する。

項目	令和3年度計画	令和2年度計画	令和元年度実績
堆肥生産目標量	410 t	398 t	394 t
堆肥供給目標量	408 t	396 t	392 t

生産安定対策事業（その他の事業 1）

法律等に基づき、都民の消費生活を支えるとともに、野菜及び肉用牛農家に対する生産安定対策として、以下の事業を実施する。

1 野菜価格安定対策事業

天候などの影響により、対象野菜の市場価格が保証基準額を下回った場合に生産者に対して価格差の補填を行う。そのための資金を国、都、町村、生産者が、それぞれ負担割合に応じ造成する。

【根拠法令】野菜生産出荷安定法（昭和 41 年 7 月 1 日法律 103 号）

① 出荷予約数量：2,094.2 トン（うちアシタバ 27.0 トンは都単独事業）

② 野菜価格差補給資金の造成及び管理

価格差補給交付金交付予約数量に基づき資金を造成し、補給交付金交付に伴う資金の管理運営を行う。

○ 国：独立行政法人農畜産業振興機構へ資金造成補助を行う。

○ 都：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。

○ 町 村：東京都農林水産振興財団へ資金造成補助を行う。

○ 生産者：東京都農林水産振興財団へ資金造成を行う。

③ 対象野菜

キャベツ、にんじん、アシタバ（アシタバは都単独事業）

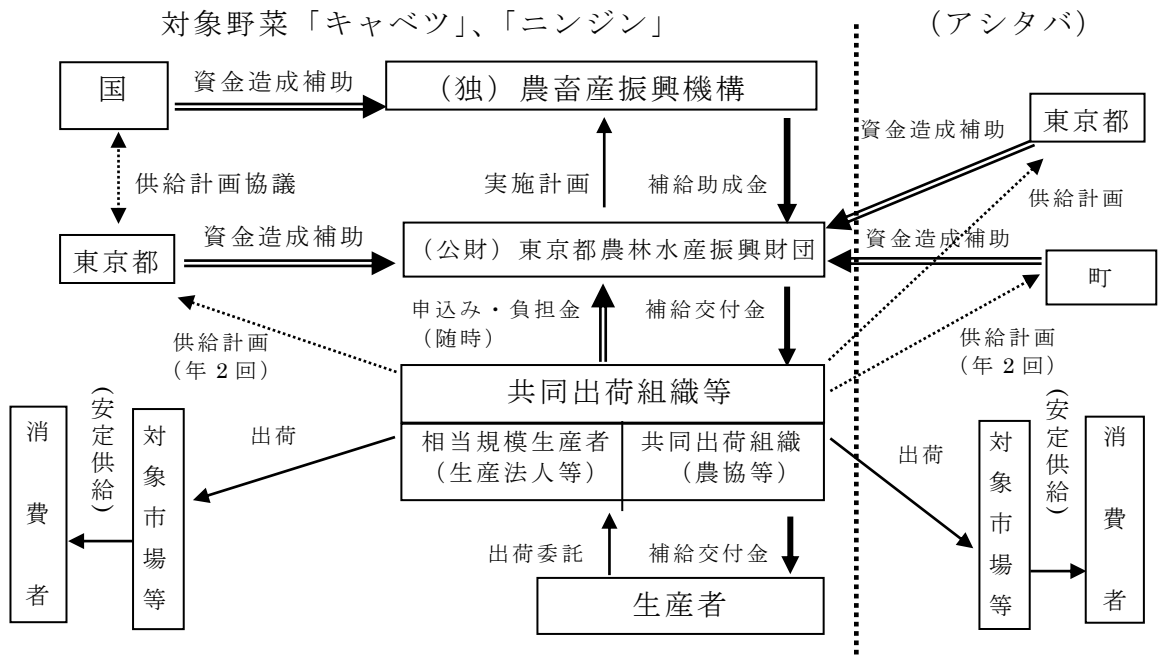
④ 造成予定額

（単位：千円）

区 分	国庫事業		都単事業（アシタバ）	
国庫助成金（機構で造成）	(1/2)	21,417		0
東京都造成資金	(1/4)	10,709	(1/2)	2,237
町村造成資金		0	(1/4)	1,119
生産者造成資金	(1/4)	10,709	(1/4)	1,119
合 計		42,834		4,474

※千円未満四捨五入、カッコ内は造成割合

【事業のしくみ】



2 畜産振興事業

(1) 肉用子牛価格安定対策事業

肉用牛生産基盤の拡大や良質な牛肉の安定供給に資するため、肉用子牛の平均売買価格が、国が定めた保証基準価格を下回った場合に、生産者に対して生産者補給金を交付することにより、肉用子牛の生産の安定及び肉用牛経営の安定的発展を図る。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律98号）

生産者積立金の造成計画（農畜産業振興機構 1/2、都 1/4、生産者 1/4）

（単位：千円）

区分	3年度 計画 (頭)	3年度 積立金額	2年度 計画 (頭)	2年度 積立金額	元年度 実績 (頭)	元年度 積立金額
黒毛和種	110	176,000	100	160,000	62	74,700
交雑種	19	60,800	20	64,000	0	0
乳用種	20	136,000	12	81,600	0	0
合計	149	372,800	132	305,600	62	74,700

対象戸数 生産者補給金交付契約締結生産者 13戸

(2) 肉用牛肥育経営安定交付金制度

販売した肥育牛1頭当たりの月毎の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合にその差額の9割を上限として肥育農家に交付金を交付することにより、肉牛として出荷するまでに相当の期間と経費がかかる肥育経営の安定を図る。

【根拠法令】畜産経営の安定に関する法律(昭和36年11月1日法律第183号)

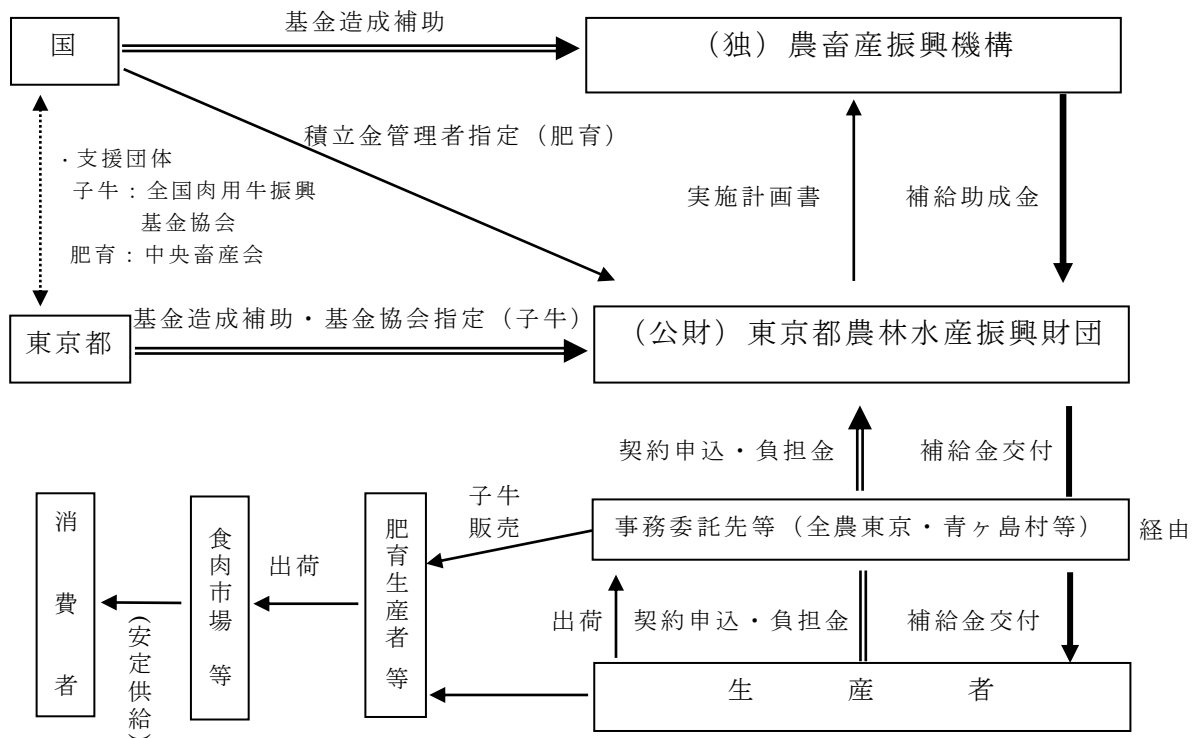
生産者積立金の造成計画(農畜産業振興機構3/4、生産者1/4)

(単位:円)

区分	3年度 計画(頭)	3年度 積立金額	2年度 計画(頭)	2年度 積立金額	元年度 実績(頭)	元年度 積立金額
黒毛和種	220	13,420,000	220	5,280,000	236	1,416,000
交雑種	10	200,000	10	680,000	2	34,000
合計	230	13,620,000	230	5,960,000	238	1,450,000

対象戸数 交付金対象肥育生産者 7戸

【事業のしくみ】



(3) 優良肉用子牛生産推進緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症による肉用子牛価格の低下に対応するため、肉用子牛の全国平均価格が発動基準を下回った場合に経営改善に取り組む肉用子牛生産者に対し販売頭数に応じて奨励金を交付することにより、生産者の意欲を維持し、肉用牛の生産基盤の維持・強化を図る。

【根拠法令】肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年12月22日法律98号）
優良肉用子牛生産推進緊急対策事業実施要綱（令和2年5月29日付2農畜機第1247号）

（単位：円）

区 分	発動基準① （奨励金単価：1万円／頭）	発動基準② （奨励金単価：3万円／頭）
黒毛和種	600,000	570,000
交 雑 種	300,000	290,000
乳 用 種	180,000	170,000

対象戸数 生産者補給金交付契約締結生産者 13戸

3 法人管理

1 評議員・評議員会

- ・評議員 11 名以上 21 名以内
- ・評議員会の開催（定例 1 回：6 月下旬）

2 理事・理事会

- ・理事 7 名以上 9 名以内
- ・理事会の開催（定例 2 回：6 月上旬、3 月下旬）

3 監事

- ・監事 1 名以上 2 名以内
- ・監事監査の実施

4 内部管理の推進

（1）コンプライアンスの確保

- ・コンプライアンス委員会等の開催による汚職等事故防止対策の推進
- ・自己点検の実施による適正な経理事務処理の確保

（2）危機管理体制の確保

- ・BCP等に基づく訓練実施による脆弱性の把握と改善
- ・豚熱（CSF）等の家畜伝染病等防疫対策の実施
- ・鳥インフルエンザ対策訓練の継続実施

（3）職員の育成

- ・中核的人材への育成に向けた研修の充実、適切な人事ローテーションの実施

（4）労働安全衛生対策

- ・安全衛生年間計画の着実な実施による労働災害の防止及び職員の健康管理

4 参考資料

1 組織の概要

(1) 機構

財団の機構は、3つの法定機関で構成され、その組織及び任務は次のとおりである。また、東京都知事等からの指定を受け、6つの指定法人として事業を実施している。

<法定機関>

① 評議員会

すべての評議員をもって構成し、理事及び監事の選・解任、常勤理事の報酬の総額、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認の他、法令や定款で定められた事項を決議する。

② 理事会

すべての理事をもって構成し、業務執行の決定、理事の職務の監督、代表理事・業務執行理事の選定・解職、事業計画書及び収支予算の承認の他、法令や定款で定められた職務を行う。

- 理事長・・・財団を代表し、その業務を遂行する。
- 業務執行理事・・・理事長を補佐する。
- 理事・・・理事会を構成し、職務を遂行する。

③ 監事

財団の業務及び財団の状況、ならびに理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

必要がある場合は、評議員会・理事会で報告する。

<法令による指定法人>

① 東京都青年農業者等育成センター

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、新規就農者及び就農希望者を雇用・育成していこうとする農業法人等からの就農相談、情報提供などの支援を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法（平成26年廃止）」に基づき東京都知事からの指定を受けている（平成8年4月）。

② 東京都林業労働力確保支援センター

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業への就業の円滑化、認定事業主による雇用管理の改善及び事業の合理化を推進するため、研修や求人への委託募集、林業就業資金や高性能林業機械の貸し付け及び就労希

望者に対する相談・指導などの支援を行う法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 10 年 4 月）。

③ 東京都野菜価格安定法人

「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定野菜価格安定対策事業等の適正な実施を図るため、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 3 年 3 月）。

④ 東京都肉用子牛価格安定基金協会

「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛生産者補給金制度の運営を確実かつ円滑に実行し、肉用子牛生産農家が生産者補給金交付契約を締結する法人を明確化するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 15 年 4 月）。

⑤ 肉用牛にかかる積立金管理者

「畜産経営の安定に関する法律」に基づき、肉用牛肥育経営安定制度の実施にあたり、肉用牛生産者からの積立金を適切に管理することができると認められた法人。

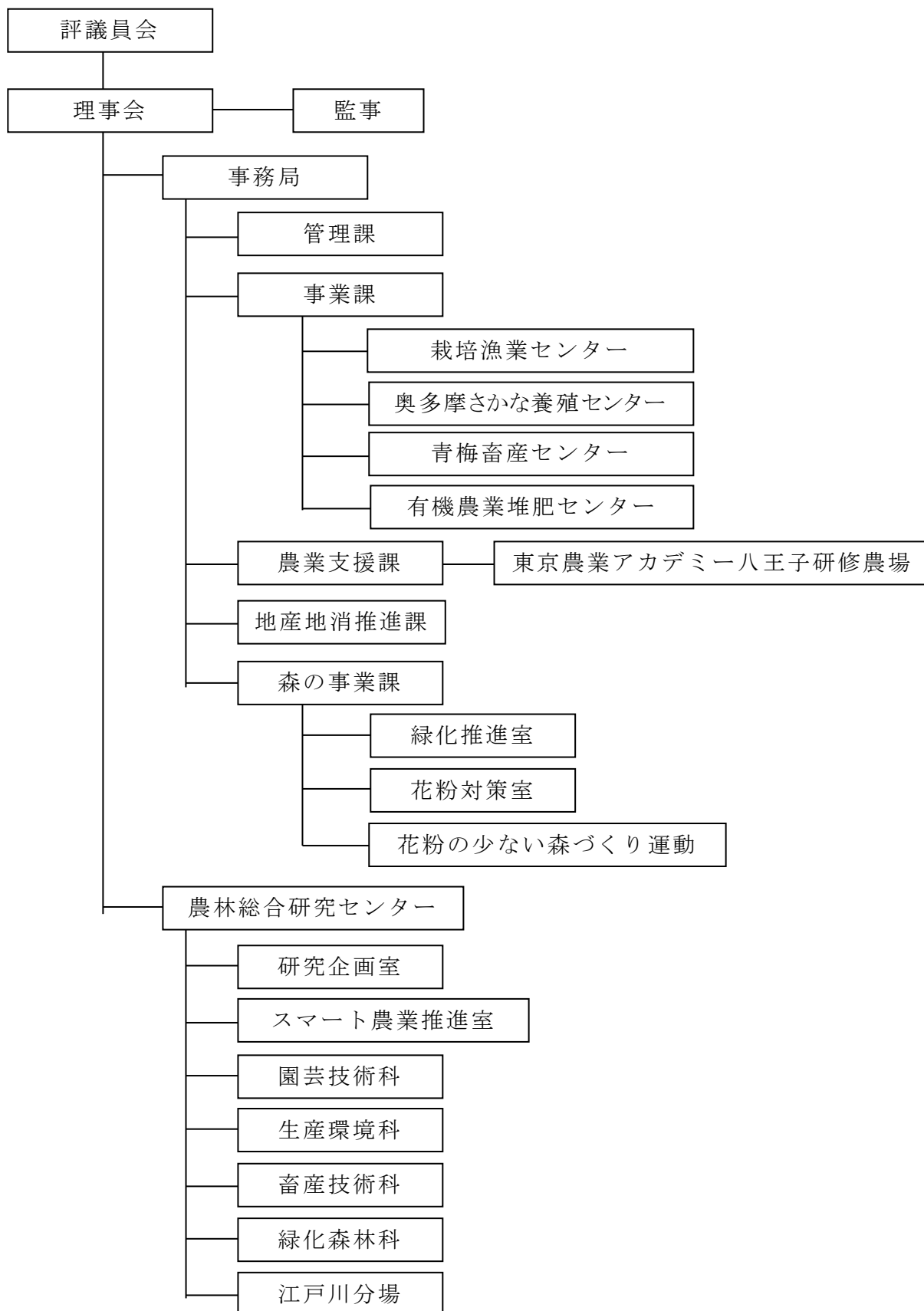
当財団は、積立金管理を実施する都内唯一の機関として農林水産大臣から指定を受けている（平成 30 年 11 月）。

⑥ 東京緑化推進委員会

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、緑の募金の健全な発展と併せて緑化運動を推進するため、都道府県の区域を単位として設立された法人。

当財団は、事業を実施する都内唯一の機関として東京都知事からの指定を受けている（平成 10 年 4 月）。

(2) 組織



(3) 職員数

(単位：人)

所属		管理課	事業課	農業支援課	地産地消推進課	森の事業課	農総研	合計
財 団 固 有	職員	13	11	6	3	5	18	56
	任期付契約職員 (嘱託員)	7	6	4	3	15	19	54
	計	20	17	10	6	20	37	110
都派遣職員		7	16	8	5	21	59	116
合計		27	33	18	11	41	96	226

※ 理事長を除く

(令和3年4月1日付配置数)

2 事業計画総括表

(単位：千円)

事業区分	事業明細	事業規模
		令和3年度予算
公益目的 事業	公1 農林業の担い手の確保育成、経営基盤の強化、並びに農地や森林の保全・整備など農林水産業の振興に関する事業	4,319,373
	I 農業の担い手の確保育成と経営基盤の強化	1,685,593
	(1) 新規就業者支援事業	12,076
	(2) 東京農業アカデミー事業	131,404
	(3) 担い手育成・活動支援事業	12,974
	(4) 都民交流事業	5,000
	(5) 援農ボランティアの養成	22,119
	(6) チャレンジ農業支援事業	82,172
	(7) 農林東京都GAP認証・地産地消推進事業	164,033
	(8) 生産緑地買取・活用支援事業	1,004,508
	(9) 苗木生産供給事業	250,800
	(10) 農地保有合理化事業	507
	II 林業労働力確保、森林保全・整備及び森林循環の促進	2,567,230
	(1) 林業労働力確保支援センター事業	139,845
	(2) 分収林事業	53,254
	(3) 都民との協働による森林づくり事業	65,296
	(4) 都行造林事業	35,188
	(5) 森林循環促進事業 ・ (6) 花粉の少ない森づくり運動	1,689,048
	(7) 多摩産材利用拡大事業	541,297
	(8) 緑の募金・緑化推進事業	43,302
III 都民等への情報発信、普及啓発	66,550	
(1) 情報提供・普及啓発事業	66,550	
公2 試験研究・成果還元事業	1,511,896	
(1) 農林総合研究センター事業	890,559	
(2) 農林水産資源拡大事業	573,539	
(3) 環境保全型農業の推進事業	47,798	
合計	5,831,269	
その他 事業	他1 生産安定対策事業	85,125
	(1) 野菜価格安定対策事業	23,336
	(2) 畜産振興事業	61,789
	合計	85,125
総 計		5,916,394

※ 事業規模は事業費を記載

3 収支の概要

(令和3年度)

(単位：千円)

区分	収益／費用	内 訳	金 額
公益目的 事業会計	収 益	基本財産運用益	1,828
		特定資産運用益	3,591
		事業収益	259,306
		受取補助金等	2,710,159
		その他収益等	2,856,385
		計	5,831,269
	費 用	事業費	5,838,466
	当期経常増減額		△ 7,197
収益事業等 会計	収 益	基本財産運用益	1
		特定資産運用益	4
		受取補助金等	59,578
		その他収益等	25,542
		計	85,125
	費 用	事業費	85,125
法人会計	収 益	基本財産運用益	3,888
		特定資産運用益	6
		受取補助金等	268,064
		その他収益等	2
		計	271,960
	費 用	管理費	276,115
	当期経常増減額		△ 4,155
合 計	収 益		6,188,354
	費 用		6,199,706
	当期経常増減額		△ 11,352
	一般正味財産期末残高		266,275
	指定正味財産期末残高		7,720,687
	正味財産期末残高		7,986,962